

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%、件)

項目		当四半期		前四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額				
資金流出額 (2)		資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額	資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額				
3	うち、安定預金の額				
4	うち、準安定預金の額				
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額				
6	うち、適格オペレーショナル預金の額				
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券 以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額				
8	うち、負債性有価証券の額				
9	有担保資金調達等に係る資金流出額				
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動 性ファシリティに係る資金流出額				
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額				
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額				
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額				
14	資金提供義務に基づく資金流出額等				
15	偶発事象に係る資金流出額				
16	資金流出合計額				
資金流入額 (3)		資金流入率 を乗じる前 の額	資金流入率 を乗じた後 の額	資金流入率 を乗じる前 の額	資金流入率 を乗じた後 の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額				
18	貸付金等の回収に係る資金流入額				
19	その他資金流入額				
20	資金流入合計額				
単体流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額				
22	純資金流出額				
23	単体流動性カバレッジ比率				
24	平均値計算用データ数				

(注)

(1) 適格流動資産

項番 1「適格流動資産の合計額」の欄には、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

- a 項番 2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において準用する流動性カバレッジ比率告示（以下「準用流動性カバレッジ比率告示」という。）第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b 及び c において同じ。）を記載する。
- b 項番 3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第二十条第一項（準用流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下 b において同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- c 項番 4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第二十一条第一項（準用流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下 c において同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- d 項番 5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額（準用流動性カバレッジ比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f 及び g において同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f 及び g において同じ。）を記載する。
- e 項番 6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金（流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下 e において同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資

金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- f 項番 7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、準用流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る金流出額のうち、準用流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- g 項番 8「うち、負債性有価証券の額」の「金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（流動性カバレッジ比率告示第一条第四十六号に規定する負債性有価証券をいう。以下 g において同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- h 項番 9「有担保資金調達等に係る金流出額」の「金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る金流出額を記載する。
- i 項番 10「デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る金流出額」の「金流出率を乗じる前の額」の欄には、項番 11 から項番 13 までの「金流出率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「金流出率を乗じた後の額」の欄には、項番 11 から項番 13 までの「金流出率を乗じた後の額」の合計額を記載する。
- j 項番 11「うち、デリバティブ取引等に係る金流出額」の「金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される金流出額、準用流動性カバレッジ比率告示第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十条第二項に規定する格下げ時金流出額、準用流動性カバレッジ比率告示第四十一条第二項に規定する担保価値変動時金流出額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十二条第二項に規定する超過担保受入額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十三条第二項に規定する未提供担保の額及び流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十四条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第三十四条に規定するデリバティブ取引等に係る金流出額を記載する。
- k 項番 12「うち、資金調達プログラムに係る金流出額」の「金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十五条第一項に規定する資金調達プログラムに係る金流出額を記載する。
- l 項番 13「うち、与信・流動性ファシリティに係る金流出額」の「金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十六条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る金流出額を記載する。

- m 項番 14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十五条第一項の支払を行う金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十六条第一項の差し入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十七条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十八条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十九条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び準用流動性カバレッジ比率告示第五十四条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。
- n 項番 15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十条各号に掲げるものに係る流動性カバレッジ比率告示第一条第七十四号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び準用流動性カバレッジ比率告示第五十三条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。
- o 項番 16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

- a 項番 17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十二条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。
- b 項番 18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- c 項番 19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、準用流動性カバレッジ比率告示第六十七条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの

間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十九条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十一条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十二条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十三条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、準用流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項に規定するデリバティブ取引に係る資金流入額及び準用流動性カバレッジ比率告示第六十八条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

- d 項番 20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番 17 から項番 19 までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 単体流動性カバレッジ比率

- a 項番 21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番 22「純資金流出額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- c 項番 23「単体流動性カバレッジ比率」の欄には、項番 21 を項番 22 で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位までを記載する。
- d 項番 24「平均値計算用データ数」の欄には、項番 23 の単体流動性カバレッジ比率を計算するために用いたデータの数を記載する。

(5) その他

- a この別紙様式第一号は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- b 適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第一号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第一号を作成することができる。

(単位：百万円、%、件)

項目		当四半期		前四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額				
資金流出額 (2)		資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額	資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額				
3	うち、安定預金の額				
4	うち、準安定預金の額				
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額				
6	うち、適格オペレーショナル預金の額				
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券 以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額				
8	うち、負債性有価証券の額				
9	有担保資金調達等に係る資金流出額				
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動 性ファシリティに係る資金流出額				
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額				
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額				
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額				
14	資金提供義務に基づく資金流出額等				
15	偶発事象に係る資金流出額				
16	資金流出合計額				
資金流入額 (3)		資金流入率 を乗じる前 の額	資金流入率 を乗じた後 の額	資金流入率 を乗じる前 の額	資金流入率 を乗じた後 の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額				
18	貸付金等の回収に係る資金流入額				
19	その他資金流入額				
20	資金流入合計額				
連結流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額				
22	純資金流出額				
23	連結流動性カバレッジ比率				
24	平均値計算用データ数				

(注)

(1) 適格流動資産

項番 1「適格流動資産の合計額」の欄には、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。）第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

- a 項番 2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b 及び c において同じ。）を記載する。
- b 項番 3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第二十条第一項（流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下 b において同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- c 項番 4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第二十一条第一項（流動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性カバレッジ比率告示第一条第五十二号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十三号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下 c において同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- d 項番 5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額（流動性カバレッジ比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f 及び g において同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f 及び g において同じ。）を記載する。
- e 項番 6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金（流動性カバレッジ比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下 e において同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- f 項番 7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」

の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- g 項番 8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（流動性カバレッジ比率告示第一条第四十六号に規定する負債性有価証券をいう。以下 g において同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- h 項番 9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。
- i 項番 10「デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、項番 11 から項番 13 までの「資金流出率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、項番 11 から項番 13 までの「資金流出率を乗じた後の額」の合計額を記載する。
- j 項番 11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、流動性カバレッジ比率告示第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、流動性カバレッジ比率告示第四十条第二項に規定する格下げ時資金流出額、流動性カバレッジ比率告示第四十一条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、流動性カバレッジ比率告示第四十二条第二項に規定する超過担保受入額、流動性カバレッジ比率告示第四十三条第二項に規定する未提供担保の額及び流動性カバレッジ比率告示第四十四条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十四条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。
- k 項番 12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。
- l 項番 13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十六条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。
- m 項番 14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性カバレッジ比率告示第五十五条第一項の支払を行う金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第五十六条第一項の差し入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第五十七条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第五十八条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、流動性カバレッジ比率告示第五十九条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第六十条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」

の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び流動性カバレッジ比率告示第五十四条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

- n 項番 15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第五十条各号に掲げるものに係る流動性カバレッジ比率告示第一条第七十四号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性カバレッジ比率告示第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第五十三条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。
- o 項番 16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

- a 項番 17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十二条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。
- b 項番 18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- c 項番 19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、流動性カバレッジ比率告示第六十七条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十九条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十一条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第七十二条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第七十三条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び流動性カバレッジ比率告示第六十八条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。
- d 項番 20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番 17 から項番 19 までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 連結流動性カバレッジ比率

- a 項番 21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番 22「純資金流出額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- c 項番 23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番 21 を項番 22 で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位までを記載する。
- d 項番 24「平均値計算用データ数」の欄には、項番 23 の連結流動性カバレッジ比率を計算するために用いたデータの数を記載する。

(5) その他

- a この別紙様式第二号は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- b 適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第二号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第二号を作成することができる。

(単位：百万円、%)

KM 1：主要な指標（単体）						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前 四半期
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円、％)

KM 1：主要な指標（連結）						
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期	前四半 期	前々四 半期	ハの前 四半期	ニの前 四半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、商工組合中央金庫流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。